

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

| | |
|--|--|
| 会 議 名 | 庁 議 |
| 開 催 日 時 | 平成 29 年 7 月 27 日（木）午前 8 時 57 分～午前 9 時 40 分 |
| 開 催 場 所 | 301 会議室 |
| 出席者及び 欠 席 者 | 出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、健康福祉部子ども家庭担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、議会事務局長、教育部長、教育部学校教育担当部長、会計管理者 欠席者：なし |
| 議 題 | 1 平成 29 年第 3 回市議会定例会提出議案について 2 その他 |
| 結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。) | 議題 1：提案のとおり、提出議案として決定する。 議題 2：第 3 回市議会定例会の招集期日は、9 月 5 日（火）である。 |
| 審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ○印＝構成員 ●印＝説明員 | 議題 1 平成 29 年第 3 回市議会定例会提出議案について (1) 平成 28 年度武蔵村山市一般会計歳入歳出決算認定について (財政担当部長説明) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。 歳入決算額は 27,594,869,953 円、歳出決算額は 26,954,155,453 円、歳入歳出差引残額は 640,714,500 円である。なお、翌年度へ繰り越すべき財源は 19,533,000 円であり、実質収支は 621,181,500 円である。 (結 論) 提出議案として決定する。 (2) 平成 28 年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について (市民部長説明) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。 歳入決算額は 10,434,426,490 円、歳出決算額は 9,978,696,365 円、歳入歳出差引残額及び実質収支は 455,730,125 円である。 (結 論) 提出議案として決定する。 |

(3) 平成 28 年度武蔵村山市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

(建設管理担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は 1,218,650,641 円、歳出決算額は 1,093,082,887 円、歳入歳出差引残額及び実質収支は 125,567,754 円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(4) 平成 28 年度武蔵村山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

(高齢・障害担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は 4,518,642,913 円、歳出決算額は 4,340,765,810 円、歳入歳出差引残額及び実質収支は 177,877,103 円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(5) 平成 28 年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

(都市整備部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は 1,695,234,741 円、歳出決算額は 1,621,044,410 円、歳入歳出差引残額及び実質収支は 74,190,331 円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(6) 平成 28 年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

(市民部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は 1,367,185,800 円、歳出決算額は 1,317,380,233 円、歳入歳出差引残額及び実質収支は 49,805,567 円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(7) 武蔵村山市生産緑地地区の区域の規模に関する条例
(都市整備部長説明)

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）の施行に伴い、生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める必要があるため、本案を提出する。

概要は、生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、生産緑地地区に定めることができる区域の規模を 300 平方メートル以上と定めるため、新たに生産緑地地区の区域の規模に関する条例を制定するものである。

施行期日は公布の日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(8) 武蔵村山市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
(市民部長説明)

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号）が平成 29 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出する。

概要の 1 点目は、個人市民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴う規定の整備である。

2 点目は、固定資産税の被災代替償却資産に係る課税標準の特例を定める規定の整備、わがまち特例の割合を定める規定の整備、区分所有の居住用超高層建築物に係る税額の按分方法に関する補正の方法の申出に係る規定の整備、被災市街地復興推進地域に定められた場合における被災住宅用地の申告等に係る規定の整備である。

施行期日は公布の日からとする。ただし、個人市民税の改正規定は平成 30 年 1 月 1 日からとする。

(質 疑)

○ 概要について、全て「規定の整備」となっており、何がどう変わるのかが分からない。

● 法律改正を受けて条例を改正するものである。市独自で改正するものではないので、「規定の整備」としている。

(結 論)

提出議案として決定する。

(9) 武蔵村山市都市計画税条例の一部を改正する条例

(市民部長説明)

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号）が平成 29 年 3 月 31 日に公布されたこと及び都市計画税の税率の特例を引き続き 3 年間延長することに伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要は、わがまち特例の割合を定める規定の新設及びこれに伴う項ずれに対応するための規定の整備を行うとともに、平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の特例税率を 100 分の 0.26 とするものである。

施行期日は公布の日からとする。ただし、都市計画税の特例税率の改正規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(10) 武蔵村山市が管理する道路に設置する道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例

(建設管理担当部長説明)

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（平成 29 年内閣府・国土交通省令第 1 号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年総理府・建設省令第 3 号）の改正に伴い、「高速道路番号」等の標識が新設され、当該命令において定めている道路標識の番号に変更があったことから、これに合わせて、市道に係る道路標識番号の一部を改めるものである。

施行期日は公布の日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(11) 平成 29 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 5 号）

(財政担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。7 月 28 日まで各課ヒアリング予定である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(12) 平成 29 年度武蔵村山市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

(建設管理担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(13) 平成 29 年度武蔵村山市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

(高齢・障害担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(14) 平成 29 年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

(都市整備部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(15) 平成 29 年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

(市民部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(16) 市道路線の認定について

(建設管理担当部長説明)

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、本案を提出する。

2 路線を市道路線として認定するものである。一つ目が一般市道第 102 号線、起点は榎三丁目 58 番地先、終点は榎三丁目 89 番地先、

幅員は交差点の南側が 16.00m、北側が 18.00m で、延長は 350.39m である。二つ目が一般市道第 103 号線、起点は榎三丁目 15 番地先、終点は榎三丁目 108 番地先、幅員は 14.00m、延長は 620.82m である。

なお、2 路線とも区画整理地内であり、主要市道第 102 号線が南北、第 103 号線が東西を結ぶ道路である。電線共同溝の設置について、道路でなければ指定ができないことから、あらかじめ道路指定をして電線共同溝の指定をするものである。

(質 疑)

- 2 路線の認定について 1 議案で提出するような形だが、2 議案にしないのはどのような理由か。
- この 2 路線は十字に交差している。全く別の場所であれば 2 議案にするが、同じ場所であるので慣例的に 1 議案とするものである。
- 複数の道路の認定を 1 議案で提出した場合、認定するものとししないものが出てくる可能性がある。他市では別議案としていくところもあると聞いた。
- 交差している道路で、1 本だけ不認定というのはあまり考えられない。過去の議案は確認しておくこと。

幅員について、1 本の道路の途中で変わる場合の記載方法を過去の例から確認しておいていただきたい。

- 供用開始はいつになるか。
- 第 102 号線については平成 31 年度中、第 103 号線については平成 32 年度以降になる見込みである。
- 第 102 号線の幅員はどこで変わるのか。
- この 2 路線は都市計画道路であり、平成の初め頃に決定されたものである。交差点の部分で幅員が狭くなるが、通行する方や車両に影響がないように警察と協議して進めていく予定である。
- 道路認定に付する段階では、歩道・車道の幅をどうするのかは決まっていないということか。
- そうである。
- 通常の新設道路認定の流れとして、まず道路認定をして、土地の買収を始めて、区域の認定をして、築造をして供用開始となり、かなり時間がかかるものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(17) 市道路線の廃止について

(建設管理担当部長説明)

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定により、路線を廃止するので、同条第3項の規定により本案を提出する。

路線名は一般市道C第30号線、起点は榎三丁目55番地先、終点は榎三丁目54番地先、幅員は4.00m、延長は38.26mである。区画整理地内である。

(質 疑)

○ 第30号線の廃止は、前の市道路線に認定に伴うものか。

● 直接関係はない。新しく仮換地を指定して、宅地の再建をする予定のお宅と本道路が重複しており、法律上建物が建てられないので、道路を廃止して再建していただくためのものである。

○ 市道路線の認定及び廃止の議案には図面を用意すること。

(結 論)

提出議案として決定する。

【追加予定】

(1) 教育委員会委員の任命について

(企画財務部長説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により、本案を提出する。

武蔵村山市教育委員会の委員が、平成29年9月30日付で任期満了となるので、後任の委員を任命するものである。

教育委員会委員の任期は、平成29年10月1日から平成33年9月30日までの4年間とし、任命する委員は1名である。

なお、本議案は追加予定で、教育委員会委員 本木 益男 氏の任期満了によるものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(2) 固定資産評価審査委員会委員の選任について

(企画財務部長説明)

地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、本案を提出する。

武蔵村山市固定資産評価審査委員会の委員が、平成29年9月30日付で任期満了となるので、後任の委員を選任するものである。

固定資産評価審査委員会委員の任期は、平成29年10月1日から平成32年9月30日までの3年間とし、選任する委員は1名である。

| | |
|--|---|
| | <p>なお、本議案は追加予定で、固定資産評価審査委員会委員 岩瀬成朋 氏の任期満了によるものである。</p> <p>(結 論)</p> <p>提出議案として決定する。</p> <p>【報告事項】</p> <p>(1) 平成 28 年度武蔵村山市の健全化判断比率及び資金不足比率について</p> <p>(財政担当部長説明)</p> <p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号) 第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、報告する。</p> <p>概要については、平成 28 年度武蔵村山市の健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及び公営企業会計の資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告するものである。</p> <p>(結 論)</p> <p>報告事項として決定する。</p> <p>議題 2 その他</p> <p>(1) 第 3 回市議会定例会の招集期日について</p> <p>第 3 回市議会定例会の招集期日は 9 月 5 日(火)である。</p> |
|--|---|

| | |
|--------------------------|--|
| <p>会議録の開示 ・非開示の別</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/>開 示</p> <p><input type="checkbox"/>一部開示(根拠法令等:)</p> <p><input type="checkbox"/>非 開 示(根拠法令等:)</p> |
|--------------------------|--|

| | |
|--------------|-----------------------------|
| <p>庶務担当課</p> | <p>企画財務部 企画政策課(内線: 374)</p> |
|--------------|-----------------------------|

(日本工業規格 A 列 4 番)